

第9回豊島廃棄物処理協議会議事録

日 時 平成16年7月24日(土)

13:30～15:10

場 所 豊島公民館 2階和室

出席協議会員(16名)

学識経験者

会長 南 博方 会長代理 岡市友利

申請人らの代表者等

山崎和友(大川真郎代理) 石田正也 中地重晴 長坂三治 浜中幸三

安岐正三 石井 亨

香川県の担当職員等

田代 健 山本伸二 美藤知直 尾崎 猛 藤田淳二 大森利春 瀧本関雄

印は議事録署名人

傍聴者

豊島3自治会関係者 約65名

公害等調整委員会専門委員 佐藤雄也

報道関係者 約10名

議 事

1 開 会

司会者から以下の報告があった。

香川県側の協議会員について、4月異動に伴い山本環境森林部長、美藤環境局次長、瀧本廃棄物対策課長が前任者に替わって着任している。

大川協議会員の代理として山崎和友氏が出席している。

公害等調整委員会から佐藤専門委員が出席している。

2 会長挨拶(要旨)

去る1月24日、前回の豊島廃棄物処理協議会開催日には、中間処理施設が小爆発を起こし、その影響については懸念したところであったが、その後、県において技術委員会の指導を得ながら徹底した原因究明を行い、考えられる最善の再発防止策を講じたうえで4月2日から運転を再開され、その後は順調に稼働している。

本日の議題について、率直かつ活発な意見を交換し双方の信頼関係を一層深め、実りある成果を得て豊島廃棄物等の処理の円滑化に活かしていただきたい。

3 議事

協議会設置要綱3の(3)の規定により、会長が議長となって議事が行われた。

(1)協議会の運営について

議事録署名人の選出

議長が中地協議会員と山本協議会員を議事録署名人に指名した。

協議会の公開・非公開について

協議会の公開・非公開について、議長が各協議会員に諮ったところ今回の協議会は公開されることとなった。

(2)豊島廃棄物等の処理状況について

処理状況について

県側から次のような報告があった。

1. 中間処理施設における処理量（直島の一般廃棄物は除く）

資料1の表1のとおりであり、平成15年度(9.18の本格稼働後)の処理量は、計画処理量35,000トン余に対し事故等の影響もあり約35%の12,000トン余であった。16年度は4月～6月の3月で計画処理量15,800トン余に対し約90%の14,000トン余であった。

2. 陸上・海上輸送量

表2のとおりであり、平成15年度(9.18の本格稼働後)の輸送量は11,200トンであった。16年度は4月～6月の3月で12,000トン余であった。

3. 特殊前処理物の処理量

表3のとおりであり、16年度の4月～6月の3月で岩石及びコンクリートが23トン、金属物が6.37kg、ドラム缶が18本、可燃物が122トンであった。

4. 副成物の発生量

表4のとおりであり、16年度の4月～6月の3月で鉄が81トン、銅が108トン、アルミが5トン、溶融飛灰が728トン、溶融スラグが7,400トンであった。

5. 高度排水処理施設の処理量

表5のとおりであり、15年度において13,000トン余、16年度の4月～6月の3月で5,600トン余であった。

6. モニタリング等の実施状況

豊島においては、沈砂池の水質などの環境計測、水質の周辺環境モニタリング及び作業環境測定を実施した。直島においては、排ガスなどの環境計測、大気と水質の周辺環境モニタリング及び作業環境測定を実施した。海上輸送においては、水質の周辺環境モニタリングを実施した。

7. 豊島、直島の見学者数

表6のとおりであり、15年度は豊島・直島合計で8,449人、16年度の4月～6月の3月は豊島側で1,559人、直島側で1,641人、合わせて3,200人の見学者数である。

ここで、住民側から見学者について次のような報告があった。

住民会議で集計した見学者数は、別添の「豊島産廃不法投棄現場見学者数」のとおりであり、15年(1月～12月)で4,993人、16年の4月～6月の3月で1,375人であった。これは、豊島交流センターで名簿に記入した人の数である。

また、ガイドの手数料については、16年1月～6月まで大人1,500円などとしていたが、若干の赤字であった為、7月から大人2,000円、大学生1,500円、高

校生以下は資料代等の実費、30人以上は団体割引をするなどしている。

県側から見学者数の両者の集計値が異なる理由として以下のような説明があった。

県側の見学者数は、中間保管・梱包施設において職員がカウントしたものであり、処分地を訪れても掘削現場や北海岸だけを見学した場合は含まれていない。こういったことから、豊島交流センターに申し込まれた方の数と一致しない。

掘削の基本計画について

県側から次のような説明があった。

6月5日の管理委員会において、これまでに処理した廃棄物の性状や運転状況のデータをもとに、平成16年度における基本計画の作成を行った。

その結果、廃棄物等全体の体積は変わらないものの、廃棄物の密度が変わったことから、重量は当初の約67万トンから約59万トンと推計し直した。

これは、比重を、当初1^m当たりシュレッダーで1.09トンであったのを0.9トンとしたことによるものである。土砂については同1.75トンで以前と変わらない。

また、毎年度の処理量は、当初の1日当たり220トンから200トンに見直し、年間では6万6千トンを6万トンに置き直した。

これらの結果、総トン数は減少したものの、処理期間としては、やはり10年程度という見通しとなった。

今後処理していく中で得られる最新のデータをもとにして、必要な調整を加えていくこととしている。

これに対し、豊島側から次のような意見があった。

6月の管理委員会で、この計画は今後も見直しするとされたが、シュレッダーと土砂の土壌比率7：3から言っても、平成22年～23年はシュレッダーだけ処理する期間、24年～25年は逆に土砂だけ処理する期間となり辻褄が合わない。

計画の最後の頃は土ばかりになる危険性がある。管理委員会でもハッキリ示されていないが、将来これをどうするか、他の産廃を混ぜるようなこともするのか、その時にまたもめてもいけないと感じている。

わからないのは、今後3年半は今の囲いの中で掘削して、その後は西側から掘っていくが1年半経つとどうなるのか。5年後に見直すとか、全体量が7：3になるようなかたちにするとか正直に書く方がいいと思う。1番心配しているのは水の問題。今は表面の一番乾いた所を掘削しているが、現在は3年半分のシートを剥いているし、また、溝を通じてあそこで降った雨は廃棄物の中に入っていくことも十分勘案する必要があると思う。

上記意見に対し、県側から次のような説明があった。

廃棄物全体の総量は59万トンで、そのうちシュレッダーが42万トン、土砂が17万トンであるから、全体としては土壌比率が7：3になっている。年度毎の計画上では、22年～23年がシュレッダーばかり、24年～25年は土砂が多いとい

う年次計画にしているが、実際は今後、掘削方法を工夫しながら7：3の比率で処理ができるように検討する必要があると思っている。

管理委員会からも、雨水の排除も含めて検討し直すように求められている。この基本計画は16年度の基本計画で、以降は見通しということで書いているが、もっと根拠のあるものにしたい。7：3になるようどのように掘って、どこまでシートを剥ぐのか、その時の地下水の動きはどうなるかも含めて今いろいろ考えているところであり、考えを整理して、次回(9月4日)の管理委員会には提出したいと考えている。

岡市会長代理から次のような発言があった。

管理委員会でも22年度以降をどのように処理するのか、場合によれば22年度から25年度のシュレッダーと土砂を混ぜ合わせるとかいろんな方策を考えていけないといけない、そういった意味で毎年更新してこの計画を見直していくこととしている。

ボーリング調査の結果から言えば、ベンチカット法で上からカットしていくと基本計画のようになるが、このままやっているととは思っていない。どのように訂正していくかは、掘りながら考えようということである。シュレッダーと土砂を7：3で混ぜていけるのか、焼却灰ばかりがでてきたらどうするのか、そういう問題を抱えながら掘っているのが事実である。

次回(9月4日)の管理委員会でこれがどう整理されるか私も注目しているし、今日、このような意見が皆さんから出てきたことは管理委員会に伝えておく。

(3)人事異動による事務引継ぎの一環としての住民との意見交換会の実施について

このことについて、住民側から次のような説明があった。

この目的は、調停成立の日に知事が住民に謝罪した時の気持ちを、職員の方々が十分認識していただきたいということである。

豊島処理事業は、調停条項により、技術検討委員会の検討結果に従って、専門家の指導のもとに豊島廃棄物等を無害化処理していくものであるが、それは、豊島住民の理解と協力のもとに実施することになっている。

調停の成立から現在までのところは、県の職員は情報公開から住民との協議まで、全国的にもトップクラスぐらい見本的なことをやってくれている。これをずっと続けてくれれば問題はないが、この事業の実施期限は調停成立の平成12年から処理期限の平成28年度末までの16年の長きに渡るわけで、その間に県の職員は交替する。

今この豊島問題があるのは、故前川知事が産廃処理の許可をする以前に、住民に説明したこと、議会で答弁したことを、いわばことごとく産廃の指導監督する職員によって破られたことによる。

前川知事が産廃の許可をしてから22年経った平成12年に真鍋知事が豊島小学校に来て、初めてこの問題について謝罪した。

その時知事は、多くの豊島住民を前にして目に涙を浮かべながら、知事の言葉で、「就任して以来、豊島問題の一日も早い解決を目指して懸命に取り組んできたこ

とと、「暇を見つけては峰山に登り、豊島に向かい、1日も早くこの日が来ることをひたすら念じてきた」ことなどを述べ、「これまで私の言動により、豊島住民が不愉快な思いをさせたことは、ひとえに私の不徳のいたすところであり、どうかお許しいただきたい」と締めくくられたと思う。

知事の補佐役である職員が、もう二度と知事にそのようなことをさせないでもらいたい。

我々豊島住民は、県から産廃の処理をしていただいているとは思っていない。

この事業は、調停条項にあるように、県の行政行為の誤りによって発生した産廃の不法投棄現場の原状回復を県自らが実施しているものである。豊島住民は、調停条項にあるように、共創の理念に基づき県と協議のうえ、協力して産廃を処理していきたいと思っている。

豊島住民は、豊島問題が発生した昭和50年から29年間、同じ人間がずっと携わってきているが、県の職員は2～3年で替わる。そこで、特に県の管理職の方が替わったら、我々と豊島問題の経緯や処理についての意見交換会を持っていただきたい。県側も言いたい事を言っていただいて結構である。お互いに、意見交換して相互信頼を築いていきたいと考えている。

次回の事務連絡会の時に意見交換会をもち、仕事を進めていくうえでの意識や認識などについて話あっていきたい。また、来年度以降も異動があれば意見交換会をもちたいと思う。

最後に、豊島の住民は昭和50年から平成28年度の最終期限までの41年間無賃・無休であるが、県職員は給料を貰いながらやっていく。また、被害者である我々が、県にお願いしなければならないのは主客転倒だと思っている。現実として仕方ないから、いろいろお願いしているのだが、そういう認識であることも十分理解して今後の処理にあたって欲しい。

これに対し、県側から次のような発言があった。

異動の際に意見交換会の場を持つことについて了解した。次回の事務連絡会での開催についてもそれで結構である。

住民側（山崎協議会員）から次のような発言があった。

私は森永ミルク中毒事件にずっと関わって、現在もその救済対策の委員会に所属し担当しているが、そこでも毎年県の担当者と意見交換会をもちている。

あの事件は昭和30年の出来事で、被害者はもう50歳に近づいている。50年近くが経過して、いま担当している人たちは、みんなその事件当時のことがわからなくなっている。

我々は必ず毎年意見交換をして、風化するその原点の問題について正しい理解をして貰い、行政としての取組みに役立ててもらっている。

豊島問題においても県の職員が、この問題の発生の原因、今日に至るまでの経過を十分に理解してこの問題に取り組んで行くことが、本当の解決に向かう方法だと思う。

人事異動後における意見交換会の開催を是非計画の中に入れていただきたい。これをずっと続けることが、正しい解決に向かうための大切な基礎になると思う。

ので是非お願いする。

南会長から次のような発言があった。

私も調停委員として平成 5 年から携わっているが、常に豊島の原点に立ち戻って、何故このような問題が起こったのか、その後の経過はどうか、これからどうすればいいのか、ということに思いを致していただきたい。私からもよろしくお願ひしたい。

(4)その他報告事項について

溶融炉小爆発事故の原因・内容・対策及び再稼働後の運転状況について
県側から次のような説明があった。

中間処理施設の小爆発事故の原因については、豊島廃棄物等の化学反応や加熱によって発生した水素等の可燃性ガスが、供給筒から第 1 溶融炉投入コンベヤにかけて滞留した。そこに、廃棄物同士または廃棄物と機器類との摩擦による静電気が発生し、引火した可能性が高いと考えられている。

二度とこのような事故が起こらないよう、再発防止対策として、溶融炉供給筒やコンベヤの可燃性ガスの強制換気や適切な炉内圧制御を行うとともに、供給筒などの状態を監視するため、温度計、可燃性ガス監視装置や圧力計を新增設し、連続測定している。また、安全性をより一層確保するため、映像監視なども行っている。

こうした最善の防止策を講じた上で 4 月 2 日から運転を再開し、その後は順調に稼働している。

これに対して住民側から次のような意見があった。

<事故原因の推定>で「豊島廃棄物等の化学反応」とまとめられるとあまりに省略しすぎて、これでは、現場ではガスがどんどん出ているみたいな話になってしまうので、「溶融助剤として生石灰を混合する際の化学反応」等の説明を加えて欲しい。

資料が直せないのであれば、資料が一人歩きしないように、議事録にその旨を記して、正確な記録を残すようにして欲しい。

南会長から次のような質問があった。

事故原因の推定で、豊島廃棄物の化学反応、それから加熱によって可燃性ガスが発生するとされ、対策として可燃性ガスの強制排気ということだがそれで十分といえるのか。処理量を軽減するといったことはしないのか。

これに対し県側が次のように答えた。

可燃性ガスの発生を 100%抑えることはできないが、それが滞留して爆発することを防ぐことはできる。供給筒内からの強制換気や炉内圧制御、可燃性ガスの監視等により、今後爆発事故は防げると考えている。

また、処理量との関係は無いと考えている。

住民側から次のような発言があった。

直島側の対策として、可燃ガスを滞留させないということであるが、実は豊島側で既に発生している。試験運転期間中、廃棄物に生石灰を混ぜていて発火したことがあって、その後、きちんと混合するとか3日間現場で養生して水素の発生を抑制するとかの対策もとっている。住民としては、生石灰の混合量を減らすことの提案もしたが、管理委員会の結論としてこの方法がベターであるとされた訳である。

技術委員会から管理委員会への移行と技術委員会報告書の概要について県側から次のように報告があった。

豊島廃棄物等管理委員会は、平成16年3月28日の第20回技術委員会終了後、管理委員会へ引き継がれた。

管理委員会の設置要綱は資料4のとおりであり、第2条で所掌事務として、基本計画や年度計画の策定、変更など10項目の事項について指導・助言等を行うとともに、必要に応じて技術委員会での決定事項の見直しを行うこととなっている。

技術委員会から引継された主な議題

- 豊島処分地における西揚水井及び北揚水井の管理
- 掘削作業の検討
- 溶融スラグの品質確保
- 安全性再評価の結果のマニュアル等への反映 等

報告書は施設整備編、マニュアル編、環境モニタリング編の3冊から構成され、このうち、マニュアル編はCD-ROM版となっている。それぞれの概要は以下のとおりである。

(1)施設整備編

暫定的な環境保全措置の実施及び中間処理施設の建設をはじめとする各施設の整備に関して検討した事項を中心にとりまとめたものである。7章で構成されている。

(2)マニュアル編

豊島廃棄物等を向こう10年間にわたって適切に処理していくために必要な技術的な要件を各施設毎に審議し、各種マニュアルとしてとりまとめたものである。7章で構成されている。

(3)環境モニタリング編

技術検討委員会の検討結果を踏まえ、香川県が実施した豊島、直島及び海上輸送における環境計測及び周辺環境モニタリング等の結果をとりまとめたものである。

なお、第18回から第20回(今回)までの豊島廃棄物等技術委員会の審議内容は掲載されていないことから、別冊(追加検討分)を作成中である。

これに対し住民側から次のような発言があった。

報告書は施設整備編、マニュアル編、環境モニタリング編の3編で構成されているが、マニュアル編はCD版があるのならそれも頂きたい。

これに対し県側が次のように答えた。

住民側の要望で紙版のマニュアル編をお渡ししているところであるが、CD版も整理が出来次第送ることとする。

健康管理委員会の活動状況について
県側から次のような説明があった。

健康管理委員会は豊島廃棄物等処理事業に従事する作業員及び県職員の健康確保を図るため15.6.23日に設置した。設置要綱は資料6-1のとおり。

健康管理委員会の開催状況は、資料6-2のとおりであり、昨年は、本格稼働までに3回の委員会を開催して、健康管理マニュアルを策定した。

この健康管理マニュアルに従い、作業環境測定結果の評価、安全保護具の装着、健康診断の実施及び評価等を通じて作業員等の健康確保を図っている。

更に、16年度からは、健康確保対策には事後措置よりも事前対応がより有効であるとの観点から、健康管理アドバイザー制度を導入し、医療の専門家による作業現場巡視を定期的実施している。

5月19日には直島側の作業現場を、7月5日には豊島側の作業現場を、それぞれ巡視していただいたところである。

溶融スラグの利用計画について
県側から次のような説明があった。

豊島廃棄物等を処理した後に生成される溶融スラグは、公害調停の調停条項において「副成物の再生利用を図る」とされており、極力最終処分することなく、公共工事等に利用することとしている。

溶融スラグは、日量約100トン生産される。このうち、「溶融スラグの出荷検査マニュアル」に基づく安全性検査及び土木用代替骨材としての品質検査を行い、それぞれ基準を満足するものに限り、坂出市番の州のスラグステーション等から出荷・販売することとしている。

3割程度のスラグの混入率で、本年度から、県の公共工事における無筋生コン（レディーミクストコンクリート）用及びコンクリート二次製品の細骨材として利用を開始し、順次、利用用途や利用者の拡大を図っていく予定である。

7月から義務的にスラグを入れたものを使うということでもう始めており、8～9月の工事分から使える状況である。中継地も坂出以外に何箇所か増やすべく検討を開始している。

これに対し住民側から次のような発言があった。

無筋生コンの骨材として3割入れるとして、どれくらいの使用見込みがあるのか、年間30,000トンのスラグが十分捌けるのだろうか。

上記発言に対し県側が次のように答えた。

無筋生コンのほかコンクリートブロックなどコンクリート2次製品への利用もできる。また、今年、四国整備局でアスファルトに混入する試験も実施しており、来年にはアスファルトにも使えると思うし、場合によっては市町の公共工事にも使ってもらおうとも考えている。

県下では年間約300万トンの細骨材の利用量があるのに対し豊島のスラグが3万トンである。来年からは中継地も増やす予定であり、スラグ利用の試験研究が進み、利用の拡大を図っていくことで十分対応していけると考えている。

豊島・島の学校について

住民側から次のような説明があった。

公害調停の最終合意があったのが2000年6月6日、その3日前の6月3日に豊島宣言を出した。我々が豊島事件に遭遇して2000年で25年、この25年間で得た貴重な教訓を胸に刻みつつ、豊かな豊島を創りあげようということで宣言をした。

昨年、県が豊島処理事業の本格稼働をする前に、いったいこの事件は何だったのか、再生するにはどうすればいいのか、我々ももう1回原点に立ち返って考えてみよう、島の内外の人と共に2泊3日で島の学校を始めた。

去年は約100名の方が入校して、3日目のシンポジウムに参加した人を含めると約350名が参加した。

今年は、現在のところ入校者が106名、シンポジウム参加者が約150名、合わせて約260名が参加することとなっている。

期日は、7月30日、31日、8月1日で、1日目はオリエンテーションと現場の視察、島内見学、それに盆踊りで交換会をする。2日目は、6つのクラスで授業を行なう。講師は、南先生、岡市先生、大川先生、永田先生、メディアの関係者、それに住民である。3日目午前中は、2つのグループに分けて豊島事件の意見交換会を行なう。午後はシンポジウムでテーマは「豊島・海・再生」である。南先生、永田先生、大川先生にそれぞれの立場で意見を交換していただく。

最後に中坊先生の講演があるが、これまでに549名の申請人のうち弁護士2名を含む150人近い方がたが亡くなっており、この方達の鎮魂の儀をこの前後に行ないたい。今年も成功させて、再生に向けての新たなスタートとしたい。

来年になると、豊島事件から30周年、調停から5周年の区切りの年となるので、県の方も参加されて行政としての授業をしていただきたいと思っている

その他

その他に住民側から次のような発言があった。

(1)沈砂池1のpH値上昇対策について

6月17日に岡市先生と河原先生が現地視察を行い、植物プランクトンの増殖を抑える為、沈砂池1の3分の1を寒冷紗で覆うことにしたが、その効果はでているようである。

(2)見学者数について

見学者数について県側と住民側で違いがあるが原因は何か調べる必要があ

る。県の施設の見学だけだったら住民会議を通さない場合があるが、住民側でも、どういう人達が、どういう目的で視察に来ているのか知りたいと思うので情報交換はしたい。

本日は住民の方も大勢来ているので、新たに着任した県の協議会員の方には自己紹介をしていただけたらと思う。

これに対し県側から次のように答え、対応した。

見学者数については、行政視察などが急遽入って住民会議を通らないことが多いので、住民会議からの情報と県の集計が合わないのだと思う。

今後は、県とクボタ等との間で行う工程会議で見学者の人数や状況も資料として出すようにしたので、これからはその資料を住民会議へ提供することで対応できると思う。

県側協議会員の山本環境森林部長、美藤観光局次長、瀧本廃棄物対策課長がそれぞれ自己紹介を行った。

他に意見も無く、本日の協議会を終了した。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名押印した。